

令和6年度開園予定の認定こども園の利用定員の設定について

令和6年4月に開園する予定の3つの施設の利用定員を定めるに当たり、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第31条第2項の規定に基づき、東金市子ども・子育て会議の意見を聴くのが、今回の会議の目的です。

1. 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、幼稚園的利用（1号認定子ども）及び保育所的利用（2・3号認定子ども）の両方のニーズに応えることができる施設です。

保護者の就労状況が変わっても、子どもは通い慣れた園を継続して利用できるということが大きな特長です。

2. 子どものための教育・保育給付認定制度について

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者は、利用のための給付認定を受け、認定の区分に応じて利用先が決まります。

	認定区分	対象年齢	利用先		認定を受けるための条件
			幼稚園	保育所	
幼稚園的利用	1号認定	満3歳以上	認定こども園		教育を希望する場合
保育所的利用	2号認定	満3歳未満			保育所
	3号認定				

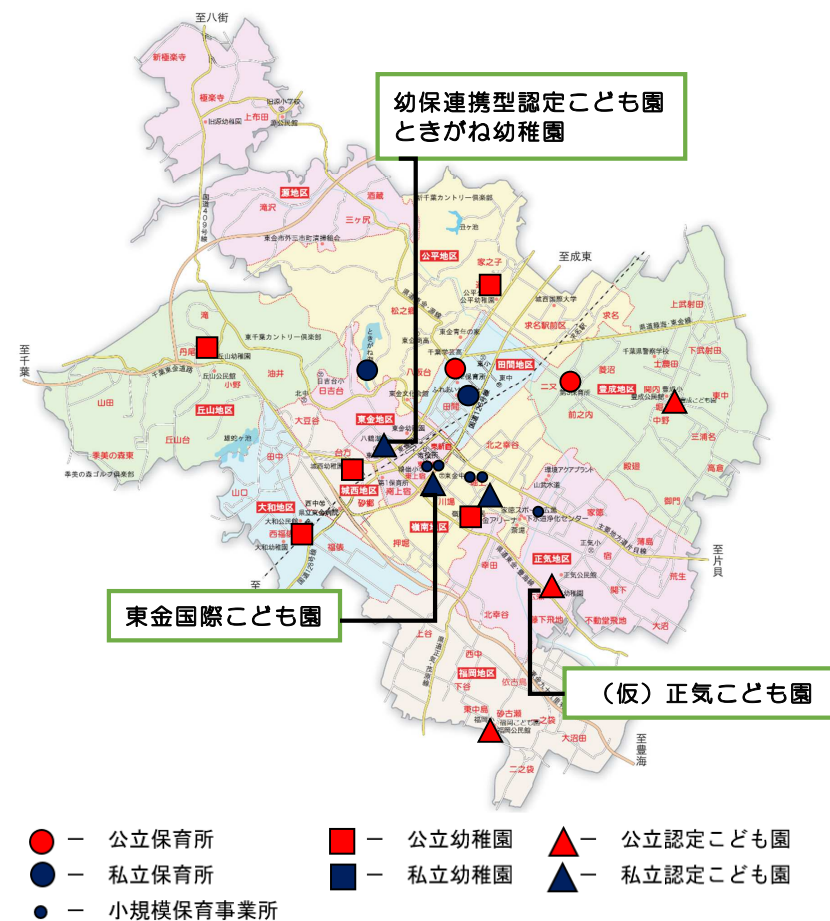
3. 利用定員とは

利用定員とは、認可を受けた教育・保育施設の申請により、市が条例で定めた運営に関する基準を満たす施設であるかどうかを「確認」するにあたって、市が定める定員です。

市は、東金市子ども・子育て会議の意見を聴いて利用定員を設定した後、千葉県に届出を行います（法第31条第3項）。

4. 令和6年4月に開園する施設

施設名	種別	設置主体	所在地	備考
東金国際こども園	公私連携幼保連携型認定こども園	社会福祉法人 ユーカリ福祉会	堀上 71-1	東金市立第1保育所及び東金幼稚園を統合して民設民営化
幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園	幼保連携型認定こども園	学校法人 東金教会学園	東金 1391-2	ときがね幼稚園及びときがね保育園を統合して認定こども園へ転換
(仮)正気こども園	幼保連携型認定こども園	東金市	広瀬 141-1	東金市立正気幼稚園を認定こども園へ転換



5. 令和6年4月に開園する施設の利用定員について

(1) 『東金国際こども園』

東金国際こども園の利用定員については、移行対象施設である東金市立東金幼稚園及び第 1 保育所の定員数及び利用者数を基本とし、市の中心地区のニーズを踏まえて、下表のとおりとする考えです。(参考資料②③参照)

表 1 東金国際こども園の利用定員

	全 体	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	
				1・2歳	0歳
利用定員	208人	72人	90人	34人	12人

(2) 『幼保連携型認定こども園ときがね幼稚園』

ときがね幼稚園の利用定員については、統合前のときがね幼稚園及び小規模保育事業であるときがね保育園の定員数及び利用者数を基本とし、幼稚園の新2号認定子ども数も踏まえて、下表のとおりとする考えです。(参考資料④参照)

※ 新2号認定子ども…保育を必要とする事由に該当し、新2号認定を受けることで、教育・保育の無償化制度により預かり保育(時間外利用)の利用料が限度額まで無償となります。

表 2 ときがね幼稚園の利用定員

	全 体	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	
				1・2歳	0歳
利用定員	85人	25人	36人	19人	5人

(3) 『(仮) 正気こども園』

(仮) 正気こども園の利用定員については、現在の正気幼稚園の利用者数を基本とし、正気地区から他地区の保育施設を利用している子どもの数から2号認定子どもの数を見込み、下表のとおりとする考えです。

なお、(仮) 正気こども園は、現在の正気幼稚園と同様、3歳児から5歳児までの認定こども園とする予定です。(参考資料⑥参照)

表 3 (仮) 正気こども園の利用定員

	全 体	1号認定子ども	2号認定子ども
利用定員	81人	51人	30人

6. 東金市全体の利用定員について

市では、法第 61 条第 2 項に基づき、令和 2～6 年度を計画期間とした「第 2 期東金市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。この計画は、市の教育・保育施設の需給計画として位置付けられており、幼保再編の見通しを数量的に反映したものになっています。

今回設定する利用定員数により、令和 6 年度には下表の利用定員数になることが見込まれます。2 期計画上の利用定員については令和 4 年度に見直しを行い改訂していますが、正気幼稚園の認定こども園転換後の定員数が変更となったため、計画との差が生じています。

なお、令和 5 年度の利用定員と利用者数との差分については、1 号認定子どもについては、市立幼稚園の利用者数や充足率が低下していることが、2・3 号認定子どもについては、加配等の特別な配慮を必要とする子どもの増加に伴う保育士等の不足が、主な要因となっています。

令和 5 年度						
利用定員		第 2 期子ども・子育て支援事業計画上の利用定員			利用者数	
1号	1,152人	1号	1,152人		429人	
2号	528人	2号	528人		438人	
3号	0歳	55人	3号	0歳	55人	26人
	1・2歳	344人		1・2歳	344人	256人
計		2,079人		計	2,079人	1,149人

※利用者数は、5/1時点



令和 6 年度						
利用定員 (令和 5 年度との差)		第 2 期子ども・子育て支援事業計画上の利用定員			計画との差	
1号	890人(▲262)	1号	914人		▲24人	
2号	589人(+61)	2号	614人		▲25人	
3号	0歳	67人(+12)	3号	0歳	67人	-
	1・2歳	348人(+4)		1・2歳	348人	-
計		1,894人(▲185)		計	1,943人	▲49人